

郡山市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊の起業又は事業承継（以下「起業等」という。）を支援するとともに、地域の活性化を促進するため、市内において起業等する郡山市地域おこし協力隊の隊員に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始すること。

イ 新たに法人を設立し、新たに事業を開始すること。

(2) 事業承継 事業を営む者から経営及び事業を行うために必要な資産その他当該事業に係る権利を承継し、新たな事業主体として事業を行うことをいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において起業等する隊員（任用期間満了の日から1年以内の者を含む。以下同じ。）で、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 隊員として活動に従事した期間が1年を超える者

(2) 本市の住民基本台帳に記録され、市内に居住（以下「居住」という。）している者

(3) 起業等の事業の内容が地域活性化に資する内容である者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

(1) 郡山市地域おこし協力隊実施要領（平成30年3月22日制定。以下「要領」という。）第5条の規定による退職をした者（市内において起業等するために退職した者を除く。）

(2) 要領第6条の規定により任用期間の途中で解任された者

(3) 補助金の交付の申請時に納期の到来している市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）の滞納がある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認めない事業を行う者

(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業等に係る経費であって、次の各号に掲げる経費とする。ただし、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けている経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 設備費、備品費、土地・建物賃貸借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、同一の補助対象者に対し、100万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書(第1号様式)とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書(第2号様式)とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 同意書兼誓約書(第3号様式)
- (2) 見積書等補助対象経費の算出根拠となる書類の写し

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の3月31日まで市内に居住すること。
- (2) 隊員は、第4条に規定する補助対象経費について、地域活性化のため、市内の事業者等との契約及び購入を優先的に行うこと。
- (3) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (4) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (5) 補助金の交付の対象となった事業について、郡山市が行う調査に協力すること。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれ

か早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（第4号様式）
- (2) 収支決算書（第5号様式）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し又は清算金額を確認できる書類の写し
- (4) その他市長が特に必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（財産処分の制限）

第11条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。
- (2) 事業の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産処分の制限の期間は、当該補助金等に係る財産の制限の期間と同一の期間とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。